

提出書類の使用目的

書類名等	使用目的	入手先
配偶者の収入に関する証明書	被保険者と配偶者の収入を比較し、被保険者の方が収入が高い、若しくは、1割以内の差かを確認する。 特退の場合は被保険者の収入の2分の1未満であるかを確認する。	以下の書類参照
認定対象者の収入に関する証明書	認定対象者の年収が130万円未満(60歳以上の方、障害年金受給中の方は180万円未満)かつ、被保険者の収入の2分1未満であるかを確認する。	
認定対象者の配偶者の収入に関する証明書	民法上、夫婦は相互間で扶養する義務があるため、認定対象者の扶養の優先順位は、その配偶者にある。よって、認定対象者の配偶者の収入を確認する。その上で、被保険者の収入の方が高く、被保険者の収入によって、認定対象者の生計が成り立っているかどうかを確認する。	以下の書類参照
認定対象者と同居している方全員の収入に関する証明書	認定対象者の世帯に、扶養能力がある家族の有無を確認する。 その上で、被保険者の収入が一番高く、被保険者の収入によって、認定対象者の生計が成り立っているかどうかを確認する。	以下の書類参照
任意継続被保険者本人の収入に関する証明書	任意継続者が新たに扶養家族を申請する時は、退職後なので被保険者本人の収入状況の確認が必要。 原則として、定期的な収入の無い被保険者は新たに扶養家族を増やすことは出来ない。	
戸籍抄本	被保険者と配偶者が、現在未婚であるかの確認をする。	市区町村発行
戸籍謄本	被保険者の内縁の配偶者と、その配偶者との子の続柄関係や、被保険者と孫・曾孫との続柄関係を確認する。	市区町村発行
住民票	認定対象者の世帯に、扶養能力がある家族の有無を確認する。	市区町村発行
非課税証明書	認定対象者の収入の有無を確認	市区町村発行
無収入申告書	認定対象者の収入の有無を確認。非課税証明書では、前年度の収入が載ってしまい、他に無収入であることを証明するものが無い場合のみ使用。	事業所健保担当者
雇用保険受給資格証の写し	雇用保険受給中の場合・・・「基本手当日額」から、収入の見込み額を確認するため 雇用保険受給終了後の場合・・・「受給終了もしくは終了予定であることを確認するため	ハローワーク
雇用保険受給延長証明書の写し	「雇用保険受給延長」中であることを確認するため	ハローワーク
任意継続資格喪失証明書の原本	任意継続の資格喪失日を確認するため、被扶養者よりも被保険者の資格が優先されるため	前に加入していた健保組合 廃業証明書・・・廃業を届出した機関(市区町村・保健所等)・廃業届(控)・・・税務署
廃業証明書の写し または 廃業届の控えの写し	廃業日の確認のため	
給与、賞与明細の写し	直近3ヶ月の給与の総支給額から(通勤交通費含む)これから先1年間の収入見込み額を推測する 源泉徴収票は直近の給与支給額ではないため不可。	勤務先
源泉徴収票の写し	直近の給与支給額ではない為不可。 但し、「一斉扶養審査」時のみ過去1年間の扶養関係の継続性を審査するため可とする。	勤務先
雇用証明書の原本	給与明細の提出ができない場合に提出。 時給、就業時間、就業日数、賞与・通勤交通費の有無等を確認し、これから先1年間の収入見込み額を推測する	勤務先
雇用契約書の写し	給与明細の提出ができない場合に提出。 時給、就業時間、就業日数、賞与・通勤交通費の有無等を確認し、これから先1年間の収入見込み額を推測する	
給与支払見込証明書の原本	給与明細、雇用証明書の提出ができない場合に、勤務先に作成依頼する。 勤務先にて、これから先1年間の収入見込み額を証明したものを作成してもらい提出。 休職中等で、給与支給が無い場合や、給与が減額している場合はその旨がわかるもの	勤務先
年金振込通知書(はがき)の写し	直近の年金振込み額を確認し、これから先1年間の収入見込み額を推測する。 社会保険庁からは、2ヶ月に1度、恩給の場合は3ヶ月に1度届く(はがき 源泉徴収のはがきは、直近の年金額ではないため、不可	社会保険庁、共済組合、 厚生年金基金 など
年金改定通知書(はがき)の写し	直近の年金振込み額を確認し、これから先1年間の収入見込み額を推測する。 年に1回、金額が変更になる際に届く通知(金額に変更がない場合は、通知は届かない)	社会保険庁、共済組合、 厚生年金基金 など
年金改定通知書(再発行)の写し	直近の年金振込み額を確認し、これから先1年間の収入見込み額を推測する。 はがき等がない場合、再発行の申請を最寄りの社会保険事務所等の通知書発行元にて行ったもの。	社会保険庁、共済組合、 厚生年金基金 など
年金が振り込まれている通帳の写し	直近の年金振込み額を確認し、これから先1年間の収入見込み額を推測する。 年金振込通知書等がない場合に提出。その際、振り込まれている通帳の「表紙」と「直近の振込額を含め2・3回は定期的な振込みがあることがわかるページ」の写し。他の収支や残高は消すこと	年金受給者の方
入金証明書の原本	年金の振込みに関するはがきや、通帳の写しが無意でない場合に提出。	年金振込先の銀行
第三者からの仕送りがある場合の証明書	第三者から定期的な仕送り(養育費・慰謝料等)があれば、それも収入となるため。仕送りを受取った通帳の写し、現金書留の封筒(写し可)などを提出する。	仕送りを受けている者
前年度の確定申告書(第一表)の写し	自営業者の方について、収入額を確認するもの	税務署
前年度の確定申告書(第二表)の写し	専従者給与と所得者の氏名と、所得金額を確認するもの	税務署
収支内訳書(損益計算書)の写し	減価償却費の金額の確認をするため。減価償却費は、実際に使用された金額ではないため、健保上は経費とは考	税務署
減価償却費の計算の写し	基本的には、減価償却費は経費には含まないが、ローンなどの支払いが生じている場合もあるため。その場合のみ、別途、提出の依頼を行う	税務署
労働比率割合表	農、林、漁業など、同世帯で労働比率の割合を確認するため	事業所健保担当者
第三者による収入証明	事業を始めたばかりで確定申告書による収入証明が提出出来ない場合、第三者(税理士・会計士等)が作成した収支や利益がわかる帳簿があればその写しを提出する。	税理士・会計士等
事業計画書の原本	事業を始めたばかりの人に対し、今後の事業収入の見込み額などを作成したもの。その見込み額と、被保険者の収入とを比較するため。事業を始めたばかりの方は、ある程度、先の収入見込みがあり、ご自身が主たる生計維持者になり得ると考えられるため、現在は扶養申請はできません	事業を始めた方が作成
利子や配当の通知書の写し	収入として考えられるため	金融機関・株券発行の企業
離職票の写し	失業保険手続き中で、まだ受給資格証が発行される前の場合、離職票から、失業保険の基本手当日額を算出し、これから先1年間の収入見込みを推測する。	退職した勤務先
退職前6ヶ月分の給与明細の写し	失業保険手続き中で、まだ受給資格証が発行される前の場合、かつ、離職票も手元になく、写しが提出できない場合、給与支給額から、失業保険の基本手当日額を算出し、これから先1年間の収入見込みを推測する。	退職した勤務先
在院・在園証明書	認定対象者の住民票を在院・在園している施設おいている場合、被保険者と住民票上別居となってしまうがこの証明書があれば同居扱いとする。(同居が認定条件の家族も可、送金審査も対象外とする)	在院・在園している施設
退職証明書	ソニー健保との加入期間が重複していないことを確認するため	退職した勤務先
前健保の資格喪失証明書	ソニー健保との加入期間が重複していないことを確認するため	前に加入していた健保組合
現金書留送金控え(送金審査時のみ)	別居している被扶養者との生計維持関係は送金により成り立つため、その確認をする。	被保険者本人
振込送金控(送金審査時のみ)	別居している被扶養者との生計維持関係は送金により成り立つため、その確認をする。	被保険者本人
受入通帳記載の写し(送金審査時のみ)	別居している被扶養者との生計維持関係は送金により成り立つため、その確認をする。	被保険者本人
介護施設等の入所費用、介護サービス等の費用負担をしている場合の証明書(送金審査時のみ)	被保険者が左記費用を負担している場合も送金があるとみなすため、被保険者宛の領収書(写し)を提出。	
水道・光熱費などを負担している場合の証明書(送金審査時のみ)	被保険者が左記費用を負担している場合も送金があるとみなすため、被扶養者宛の領収書(写し)と引落しがされている被保険者名義の通帳の写しを提出。	
在学証明書の原本または学生証の写し	18歳以上の認定対象者の在学状況を確認するため。	在学中の大学・専門学校